

八幡市子ども・子育て会議条例

平成25年3月28日
条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく八幡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法によりその権限に属するものとされた次に掲げる事務を処理するため、会議を置く。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 労働者を代表する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、会議に臨時委員若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、その特別の事項に関する調査審議の終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、調査審議のため必要があるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(八幡市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 八幡市附属機関の設置に関する条例(昭和44年八幡市条例第16号)の一部を次のように改正する。